

## 最近法規情報

2025 年 3 月に公布された主な法規

金誠同達法律事務所

### 1. 「涉外知的財産権紛争処理関連規定」

国務院が 2025 年 3 月 19 日に公開

公式サイト: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content\\_7014486.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7014486.htm)

国務院は 3 月 19 日、「涉外知的財産権紛争処理関連規定」(以下「規定」という。)を通達した。「規定」は 2025 年 5 月 1 日から施行される。その主な内容は以下のとおりとなっている。

一. 国務院の知財産権管理部門と商務主管部門による紛争の解決に向けた指導とその処理を行う上での主要部門担当の明確化(第 2 条)

二. 涉外知的財産権紛争解決方法の多元化の促進、涉外知的財産権紛争解決への参加をめぐる調停機構・仲裁機構等非政府主体へのサポートの提供、涉外知的財産権紛争処理能力の絶え間ない引上げに向けた法律事務所・知的財産権サービス機構等の組織への奨励(第 6 条～第 8 条)

三. 企業的能力養成の強化、関連部門からの企業を対象とする周知・研修の強化、涉外知的財産権保護・相互扶助基金の設立をめぐる企業へのサポートの提供、涉外知的財産権関連保険業務展開の保険機構への奨励(第 11 条)

四. 中国版の「337 調査」規定の導入(第 14 条)。国務院商務部は、「中華人民共和国対外貿易法」に従い、以下の事項に関して調査を行い、必要な措置を講じることができる。

1. 輸入品が知的財産権を侵害し、かつ対外貿易の秩序を脅かす場合。
2. 知的財産権保有者が次に掲げる行為を実施した場合、かつ対外貿易における公正な競争の秩序を脅かす場合。

① ライセンシーにライセンス契約における知的財産権の有効性への異議申し立てを妨害した場合

② 強制パッケージライセンスを付与した場合

③ ライセンス契約において排他的な逆ライセンス条件を規定した場合等

3. その他の国または地域が、知的財産権保護に関して、中国国民または組織に内国民待遇を与えていない場合、または中国原産の物品、技術、サービスに対して十分かつ効果的な知

的財産権保護を提供できない場合。

五. 外国の司法上の補佐と不公平な待遇に対する報復に係る規定の完全化(第 15 条～第 17 条)

## 2. 「中小企業代金支払保障条例」

国務院が 2025 年 3 月 19 日に公開

公式サイト: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content\\_7015401.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015401.htm)

国務院は 3 月 19 日、改正後の「中小企業代金支払保障条例」(以下「条例」という。)を公布した。「条例」は 2025 年 6 月 1 日から施行される。改正後の「条例」においては中小企業への支払責任が重点的に強調されており、支払行為がより一層規範化されている。

一. 支払期限の更なる明確化: 政府機関と公的機関は原則として中小企業から貨物・工事・サービスを調達する場合においては引渡日から 60 日以内に代金を中小企業に支払わなければならない。契約に別段の取決めが行われる場合においても業界の規範と取引の慣習に従って支払期限を合理的に取り決めなければならない。

二. 非現金決済方法の更なる完全化: 政府機関・公的機関・大手企業は商業手形・売掛金電子証憑等の非現金決済方法の許容を中小企業に強制することができず、かつ、非現金決済の方法を利用して支払期限を実質的に延長することもできない。

三. 非係争代金支払義務の明確化: 取引において争議が部分的には存在しているものの、当該争議がその他の部分の履行への影響を及ぼさない場合においては、争議に関与していない部分については速やかな支払義務を履行しなければならない。

このほか、中小企業への代金支払遅延問題の解決を目的として「条例」においてはこれに係る保障実施制度が推進および確立されている。

一. 公示制度: 政府機関と公的機関は毎年の 3 月 31 日よりも前に前年度における期限を超過した中小企業への未払代金に係る契約数・金額等の情報をウェブサイト・定期刊行物等の情報入手ルートとして公民にとって簡便な方法を通じて公開しなければならない。大手企業は上述の情報を企業の年度報告書に組み入れた上で国家企業信用情報公示システムを通じて法により社会に公示しなければならない。

二. 通報処理制度: 国務院の関連部門は全国的に統一的な中小企業代金滞納通報プラットフォームを確立し、政府機関・公的機関・大手企業の中小企業代金滞納をめぐる通報を受理する。通報処理部門は受理日から 30 日以内に処理結果を形成しなければならず、処理の期限は最長でも 90 日超過することができない。

### 3. 『中華人民共和国反外国制裁法』実施規定」

国務院が 2025 年 3 月 23 日に公開

公式サイト: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content\\_7015400.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202503/content_7015400.htm)

国務院は 3 月 23 日、『中華人民共和国反外国制裁法』実施規定（以下「規定」という。）を公布した。「規定」は公布日から施行されており、その主な注目ポイントは以下のとおりとなっている。

一． 報復措置の完全化。「中華人民共和国反外国制裁法」においては制裁主体・制裁対象・制裁措置等に関する包括的な表現が多く見られており、具体的な範囲に対する明確化が行われていなかったのに対し、「規定」においてはその細分化が行われている。これは例えば「反外国制裁法」の第 6 条第 2 項の定める封印差押え・押収・凍結の対象となる「その他種々の財産」（現金・手形・銀行預金・有価証券・ファンド持分・持分・知的財産権・売掛金等の財産・財産権を含む。）に関する文言や、第 6 条第 3 項において従事の禁止または制限が定められている「関連当事者間における取引・提携等の活動」（教育・科学技術・法律サービス・環境保護・経済貿易・文化・旅行・衛生・スポーツの分野における活動を含むが、これらに限定されない。）に関する文言などの例を挙げることができる。

二． 措置執行の強化。国務院の関連部門は報復措置を法により執行していない状況を対象として是正を命じ、またはその他の制限措置を採択することができる。また、「規定」の第 14 条においては一項の重要な調整メカニズムが追加されており、報復対象となった個人・組織は行為の是正後または行為結果の解消後においては報復措置の一時停止・変更・取消しを申請することができる。そのうち、注目に値するのは「規定」の第 19 条において「中国以外の国家または同国の組織・個人が訴訟の手段を通じて中国の利益を侵害したときは、国務院の関連部門は上述の主体とその関連主体を報復リストに組み入れた上で報復措置を採択することができる」という旨に明確に言及されているという点である。この規定を通じて外国制裁の執行行為または執行補助行為の範囲が司法上の訴訟の分野へと拡張されており、このような行為には訴訟への参加と判決の執行も含まれることが明確にされている。

### 4. 「北京市商取引環境全面的合理化・国際的一流北京市サービス改革任務要点（2025 年）」

北京市人民政府弁公庁が 2025 年 3 月 24 日に公開

リンク: [https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202503/t20250325\\_4043229.html](https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202503/t20250325_4043229.html)

「北京市 商取引環境全面的合理化・国際的一流「北京市サービス」改革任務要点（2025 年）」（以下「要点」という。）は 3 月 25 日、正式に公布された。「要点」においては主に良好な商取引環境・市場環境・法治環境・政務環境・投資貿易環境・デジタル/人類社会文化文物環境等の六つの大きな環境の構築から展開が行われ、46 の面における 200 あまりの改革任務が提起されており、「北京市におけるサービス」の全面的な改良が図られている。この文書においては主

に以下のいくつかの注目ポイントを挙げることができる。

一、北京市・天津市・河北省における改革に向けた連携の強化、20 項以上の相互承認事項の追加、北京市・天津市・河北省における企業登記情報共有の深化、および北京市・天津市・河北省における電子証明書共有・応用の加速的な推進の必要性への言及、ならびに公共サービスの共同構築・共有の分野における北京市・天津市・河北省間の職名審議相互承認、病院検査・検証結果相互承認、電子カルテ共有などの推進の必要性への言及

二、市場秩序の保護に向けた各制度体系完全化の必要性への言及

(一)北京市市場公平競争促進条例、公平競争審査指導文書、公平競争審査違反適時通報制度、および統一的な市場と公平な競争の妨害に関する典型的事例集の制定推進の必要性

(二)一連のオンライン取引プラットフォーム事業者コンプライアンス指導文書の公開と企業コンプライアンス管理水準の引き上げの推進の必要性

(三)政府調達の重要な段階におけるインテリジェントアラームシステムの確立および実施細則・工程指導等文書の制定の必要性

三、公正な法治環境強化の必要性への言及(例えば、非現場監督管理の更なる普及、非現場検査量占有比率の 50%以上への到達、「不要時不干涉」企業リストの完全化、より多くの信用良好・ローリスクの企業の「不要時不干涉」監督管理範囲への組入れ、年内におけるその全市内企業総数に占める割合の 10%以上への到達の必要性など)

四、政策の正確性・有効性向上の必要性への言及(例えば、政府による普遍的恩恵政策の制定時における企業からの意見の聴取、中小企業占有比率の原則上 50%超過の必要性など)、これによる中小企業の発展に対する政府からの重視と支持の集中的な体现

以上